

公益財団法人ひろしま文化振興財団
文化活動助成事業
公立文化ホール連携プログラム支援事業実施要綱

第1 目的

この助成事業は、県内の公立文化ホールが実施する文化事業に対して助成金を交付することにより、県民が舞台芸術に触れる機会を増やすとともに、個性豊かな地域文化の発展を図ることを目的とする。

第2 助成対象事業者

助成の対象となる事業者（以下「助成事業者」という。）は、広島県内に所在する公立文化ホールを管理する地方公共団体又は当該施設の管理を行う指定管理者とする。

第3 助成対象事業等

1 この助成事業の対象事業は、公立文化ホールにおける自主事業の企画・制作能力の向上に資するもので、次の各号のすべてに該当するものとする。なお、事業の対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

- (1) 公立文化ホール等が自ら企画し、制作実施するものであること。
- (2) 公演とは別に、出演アーティスト等によるアウトリーチ、ワークショップなどの参加型プログラムを実施するものであること。
- (3) 3程度の公立文化ホールが連携して実施することにより、ノウハウの共有・蓄積、経費減等の効果が見込めるものであること。
- (4) 公立文化ホールを会場とするものであること。
- (5) 国又は他の助成財団等の助成金等を充当するものでないこと。

2 この助成事業の対象分野は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 音楽（クラシック、邦楽など）
- (2) 演劇・ダンス（演劇、ミュージカル、バレエなど）
- (3) 伝統芸能（能、狂言、歌舞伎などの古典芸能、神楽などの地域伝承芸能など）

第4 助成金の額

助成金の額は、別表2に掲げる額を限度とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

第5 助成の申請手続

申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第1号による助成金申請書に申請概要書、事業収支予算書、事業概要書、その他参考となる資料を添えて、理事長に提出するものとする。

第6 助成の交付決定等

1 理事長は、助成金申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成の対象及び助成額を決定するものとする。

2 1により決定した場合は、理事長は、その旨を様式第2号による助成金交付決定通知書により、助成事業者に速やかに通知する。

3 助成対象事業について変更が生じた場合は、助成事業者は、様式第3号の助成事業変更承認申請書により直ちに理事長に報告し、その承認を受けるものとする。

ただし、変更の内容が軽微であると認められるものについては、これを省略することができる。

第7 助成金の交付

1 助成事業者は、助成対象事業を終了したときは、様式第4号による助成事業実績報告書に關係書類を添付の上、事業完了の日から1か月以内に理事長に提出するものとする。

2 理事長は、助成事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上、その助成金の交付の決定の内容と適合するものであるかどうか調査し、適合するものと認められたときは、様式第5号により助成金の額を確定する。

3 助成事業者は、様式第6号により助成金交付請求書を提出するものとし、理事長はこれにより助成金を交付する。

第8 調査

理事長は、助成対象事業について、必要に応じ調査することができる。

第9 助成金の返還

理事長は、この助成金の交付を受けた助成事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を事業の目的以外に使用したとき。
- (2) 事業の実施に当たって、不正な行為があると認められたとき。
- (3) 事業の実施について理事長が指示した事項に従わないとき。

第10 助成事業である旨の表示義務

助成金交付決定を受けた助成事業者は、助成事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に「公益財団法人ひろしま文化振興財団 文化活動助成事業」である旨を必ず表示するものとする。

附 則

- 1 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。
- 2 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

別表1 対象経費

対象経費	備考
<ul style="list-style-type: none">・設営・舞台費（会場設営費、舞台道具製作費、楽器借上料等）・印刷費（チラシ、ポスター等）・広告宣伝費・記録費（写真等）・旅費及び謝金（出演アーティスト、監督等）・通信運搬費・企画制作費・その他	会場使用料は対象外 保険料、著作権使用料等その他理事長が必要と認めるもの

別表2 助成額

助成限度額	備考
100万円	対象事業全体